

# ゴミの分別・排出方法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」により事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが定められています。（第3条）

## 成田国際空港では「ゴミの3R」を推進しています

Reduce  
発生抑制

Recycle  
再資源化

Reuse  
再利用

## 収集・処理できるゴミ



可燃ゴミ

### 紙ゴミ

紙コップ、封筒、飲料の紙パック、紙製文具  
※新聞・雑誌・ダンボールは資源ゴミへ



### ビニール・プラスチックゴミ

弁当容器、レジ袋、デザートのカップ、CD、洗剤容器、かさのビニールなどのプラスチック製品



### 生ゴミ

茶から、コーヒー豆、果物の皮、残飯など(水分をよく切る)  
※食堂から排出される厨芥は除く。(別途お問い合わせください)



### 布・皮製品

タオル、軍手、衣服、かばん、合成皮革、合成樹脂製品など



### タバコの吸殻など



焼却処分



資源ゴミ

### ビン

中身は空にして、タバコの吸殻等を入れないように。



### カン

中身は空にして、タバコの吸殻等を入れないように。スプレーカンは不燃ゴミへ。



### ペットボトル

中身は空にして、タバコの吸殻等を入れないように。



### 新聞

ひもで縛って排出。水に濡れないように。



### 雑誌

ひもで縛って排出。水に濡れないように。



### ダンボール

ひもで縛って排出。水に濡れないように。



### シュレッダー紙\*

シュレッダーした紙を中身の見えるビニールに入れ、口をしっかりと縛る。  
※シュレッダー専用コンテナを設置している一部の集積所に実施



リサイクル  
作業着、プラスチック製品、スチール家具などへ



不燃ゴミ

### ガラス類

コップ、鏡など



### 金属類

ワイヤーハンガー、かさの骨部分、やかんなど



### その他の不燃物

瀬戸物、植木鉢、スプレーカン(使い切った穴を開ける)



## 各事業者が自ら処理するゴミ

(各事業者が責任をもって処分すべき産業廃棄物、粗大ゴミなど)

※各事業者が処分すべき産業廃棄物、粗大ゴミは、共用の塵芥処理室(ゴミ集積所)には持ち込めません。不法投棄として、厳重に対処いたします。

産業廃棄物

### 産業廃棄物

ビニールシート(ラップ)、プラスチック類、金属くず、木材パレット、蛍光灯、乾電池、廃油、建設廃材、タイヤ等

特別管理産業廃棄物に指定されたもの



粗大ゴミ・危険物など

### 粗大ゴミ・危険物など

椅子、ソファー等の什器(素材により産業廃棄物になることがあります。)、家電製品、消火器、トナーカートリッジ(販売会社等にお問い合わせください)、劇薬・毒薬、危険物(ペンキ、シンナー類)、自転車等  
特別管理一般廃棄物に指定されたもの

※上記は一般的な例を示しています。内容によって産業廃棄物に該当するかが異なる場合がありますので、ご不明な場合は必ずご確認ください。

#### ◎産業廃棄物とは？

産業廃棄物とは、事業者等の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で特に定められているもの(以下の20品目+輸入廃棄物)です。

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラス・コンクリート・陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん ⑬紙くず★ ⑭木くず★※ ⑮繊維くず★ ⑯動物系固形不燃物★ ⑰動植物性残さ★ ⑱動物のふん尿★ ⑲動物の死体★ ⑳①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの

★印は業種指定があり、指定された業種から排出した場合のみ産業廃棄物として取り扱います。  
※貨物の流通の為に使用した木製パレットは業種指定がされていないため、全て産業廃棄物に該当します。

#### ◎産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、排出・中間処理・最終的な埋立処分まで排出事業者が処理の責任を負います。収集・運搬や処分を他者に委託する際は、産業廃棄物の収集・運搬および処分それぞれの許可を持つ業者と契約の上委託しなければなりません。(廃掃法第12条第5項)  
排出事業者が産業廃棄物の収集・運搬又は処分を委託する際には、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を発行し(廃掃法第12条の3第1項)、適切に処理されるよう管理するとともに、一定期間保管する義務があります。(廃掃法第12条の3第6項)

#### ◎使用済み家電等の処理

エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、小売業者(家電販売店等)にリサイクル料金を支払って引き取ってもらう必要があります。(家電リサイクル法)  
また、家電リサイクル法対象品目以外の使用済みパソコン、電卓、デジタルカメラ、電子レンジなどの小型家電は産業廃棄物となることから、塵芥処理室には持ち込めません。少量であっても事業者自らが廃棄物処理法に基づいた手続き(収集運搬及び中間処理委託契約の締結、マニフェストの交付など)を行い、収集運搬、再資源化を適切に実施し得る者に引き渡すように努めなければならないとされています(小型家電リサイクル法)。

#### ◎不法投棄の禁止

不法投棄は廃掃法第16条により禁止されています。違反した場合は行為者に対して5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金あるいはこれらの併科(廃掃法第25条)、さらに併せて法人には3億円以下の罰金が科されます。(廃掃法第32条)

#### 問い合わせ先

- 一般廃棄物に関すること：ナリコークリーンセンター (0476-32-0413)
- 産業廃棄物に関すること：千葉県環境生活部廃棄物指導課 (043-223-2757)
- 印旛地域振興事務所地域環境保全課 (043-483-1138)
- その他全般：サステナブルNRT推進協議会事務局 (0476-34-5084)

